

「指定介護老人福祉施設」特別養護老人ホーム青石寮 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(愛媛県指定 第3873700185号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3・4・5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	5
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
7. 残置物引取人.....	11
8. 連帯保証人.....	11
9. 苦情の受付について	12

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 組合名 | 八幡浜地区施設事務組合 |
| (2) 法人所在地 | 愛媛県八幡浜市保内町喜木1番耕地5番地2 |
| (3) 電話番号 | 0894-36-1020 |
| (4) 組合長氏名 | 八幡浜地区施設事務組合
組合長 大城 一郎 |
| (5) 設立年月 | 昭和45年 4月 1日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年 4月 1日指定
愛媛県3873700185号

(2) 施設の目的

老人福祉法及び介護保険法の規定により、要介護者に対して施設サービス計画に基づき①心身の状況に応じた日常生活の援助、②機能訓練、③健康管理、④療養上のお世話を行う事を目的とする。

入所対象者は、身体上・精神上に著しい障害があるため、常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護3から要介護5までのいずれかの区分と認定された要介護者です。

施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能となった場合、本人や家族の希望、退所後の環境等をふまえて円滑な退所のための援助を行います。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 青石寮
(4) 施設の所在地 愛媛県八幡浜市保内町磯崎2114番地3
(5) 電話番号 0894-35-0510
(6) 管理者 施設長 菅 義則

(7) 当施設の運営方針

施設は、入所者に対し健全な環境の下で、専門的知識・技術を持ち、介護を取り巻く環境の変化による業務内容に適応し、介護等に関する知識及び技能の向上に努める熱意のある職員によりサービスを提供する。

また可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、心身の状況に応じた介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、日常・療養生活のお世話機能訓練、健康管理を行うことにより個人の尊厳を保持しその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行うよう努める。

施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付き重視した運営を行い、認知症であること等の心身やその他の状況に応じて、福祉サービス及び保健医療サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、医師や保健医療サービスを提供する者との密接な連携を保つよう努める。

- (8) 開設年月 昭和45年 6月 1日
(9) 入所定員 110人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設は、平成15年6月1日から移転改築により、グループケアユニット型特別養護老人ホームと

して以下の居室・設備をご用意しています。

グループケアユニットについては、10のユニットに分かれ、1ユニット定員11名の小規模生活単位を原則としています。各ユニット内の居室及び設備については、居室は個室・2人部屋で、ユニットごとに談話室・食堂・キッチン・トイレを完備しています。個室又は2部屋の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。)

居室・設備の種類	室数	一人当たりの面積
1人部屋	40室	16.54㎡
2人部屋	35室	30.08㎡
合 計	75室	15.59㎡ 居室総面積1,714.4㎡
食 堂	10室	各ユニットに1室
談話室	10室	各ユニットに1室
キッチン	10箇所	各ユニット1箇所
トイレ	30室	各ユニットに3室
一般浴室	5室	各ブロックに1室
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、階段・・・
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、ご契約者の心身の状況や男女の比率、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況や安全、安楽の面から、やむなく居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

①居室居住費

個室：室料及び、光熱水費相当 二人部屋（相部屋）：室料及び、光熱水費相当

※ご契約者に利用料金をご負担いただきます（重要事項別添参照）。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員

を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 事務長/施設長補佐（介護支援専門員兼務）	（1名）	名
3. 事務員	2名	
4. 介護長	1名	1名
5. 介護職員	37名	36名
6. 生活相談員	2名	2名
7. 看護職員	5名	3名
8. 機能訓練指導員（看護職員兼務）	（1名）	1名
9. 介護支援専門員	4名（常勤1・兼務3）	2名
10. 医師	（2名）	必要数
11. 栄養士(管理栄養士)	2名	2名
12. 調理員	7名	必要数
13. 介護助手・業務員	8名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師 永松医師 清水医師 精神科	毎週月曜日 13:00～14:00 毎週木曜日 14:30～15:30 くじらクリニック（往診対象利用者のみ）
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7:15～16:00 5名 日勤： 9:15～18:00 5名 遅出：10:15～19:00 5名 夜勤：17:00～ 9:30 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8:30～17:15 1名 遅出： 9:45～18:30 2名
4. 生活相談員	日勤： 8:30～17:15 1名 遅出： 9:45～18:30 1名 祝休日は、生活相談員及び介護支援専門員が交代で出勤 1名
5. 機能訓練指導員	看護職員の勤務時間 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについて、利用料金の大部分（9割、8割もしくは7割）が介護保険から給付されます。

※市町から交付されます「介護保険負担割合証」に記載の割合に応じた額を負担していただきます。

＜サービスの概要＞

①食事援助および栄養管理

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）により、ご契約者のご年齢、心身状況等により、適切な内容の食事を提供いたしております。
- ・ご契約者の希望により主食の形態を選択することができる他、アレルギーはもちろん嗜好上食べられないものについては排除したり、代替品を用いる等配慮します。
- ・ご契約者の自立支援の為、自力摂取の援助、離床して食堂での食事を原則としていますが、心身の状況により、居室等で食事を摂ることも可能です。

（食事時間）

朝食 : 07:30 ～

昼食 : 12:00 ～

夕食 : 18:00 ～

※ 食事時間においてはご契約者のご希望に配慮いたします。

※「食材費＋調理費相当分」につきましては、食費としてご契約者負担となります。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するため、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施を通じた機能訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理および服薬管理を行います。

- ・介護職員は許された範囲内で、喀痰吸引や胃ろう等の管理をおこないます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え、口腔清潔を行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第5条参照ならびに重要事項別添参照）

利用料金は重要事項別添を参照ください。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）＊

以下のサービスは、利用料金をご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 居住費（重要事項別添参照）

- ・青石寮の居住費は一人部屋（個室）1,231円、二人部屋（相部屋）915円です（日額）。
- ご契約者の所得等や居室（個室・相部屋）の種類により負担の限度額が異なります。

② 食費（重要事項別添参照） および 特別な食事（酒を含む）

- ・青石寮の食事代は1,545円です。（日額）。
- ご契約者の所得等により負担の限度額が異なります。
- ・食費のうち、ご契約者負担となるのは、「食材料費」＋「調理費」で、「栄養管理費用」は介護保険から給付されます。
 - ・ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金： 要した費用の実費

③ 理髪・美容

[理髪サービス]

2ヶ月1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,000円

[美容サービス]

月1回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり カット 1,000円 毛剃り 500円 毛染め 実費
パーマ 業者との相談

④ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑
- 保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、写しをご契約者へ交付します。

○ 利用料金：無料

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等や参加費の実費をいただきます。

1) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1 月	お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。） 七草粥鏡開き（ぜんざい・雑煮等で祝う。） おしるこ会	
2 月	節分（入所者の年男・年女が仮装し、豆まきを行います。） 節分会食 チョコパーティー	
3 月	ひなまつり（お雛様を飾り付けます。）カフェバー 彼岸供養	
4 月	ひなまつり踊り訪問（地域の子供たちによる） お花見（お弁当会食を行います。） 花祭り（甘茶を飲みながら先祖を忍ぶ） ドライブ 歌謡愛好会訪問	
5 月	新茶パーティー 歌謡愛好会訪問 ドライブ こいのぼり会食	
6 月	開園祭（入所者・職員による。） あじさい弁当会食 ドライブ	
7 月	七夕（七夕の飾りつけ、会食。） 歌謡愛好会訪問 海の家カフェバー	
8 月	盆供養 盆踊り大会（地域住民、各種団体との交流行事。）	
9 月	敬老会（踊り訪問） いもたき会食 歌謡愛好会訪問	
10 月	秋祭り（2地区によるお練の訪問。） お祭ごっこ（園児との交流会。） 秋の運動会（ご家族・各種団体・園児との交流会）	
11 月	もみじ会食 お楽しみ演芸会（地域住民、各種団体との交流行事。） 野村町乙亥相撲見物	

12 月	忘年会カフェバー 年忘れ演芸会（入所者・職員による。） クリスマス会食	
------	---	--

2) クラブ活動

各種クラブ活動を、それぞれのブロックで行っています。

⑥ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

お菓子・果物・嗜好品等・・・実費。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧ 契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金および居住費（日額）。

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
二人部屋（相部屋） 料金	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
一人部屋（個室） 料金	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
居 住 費	一人部屋（個室） 1,231 円		二人部屋（相部屋） 915 円		

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

⑨ 医療費

担当主治医の往診、処置等の費用ほか外部医療機関への受診に掛かる費用は自己負担となります。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 利用料金（サービス費、食費・居住費）
 下記指定金融機関口座からの口座振替…引き落とし日（毎月 25 日）
 （伊予銀行、四国銀行、愛媛銀行、高知銀行、愛媛信用金庫、西宇和農協、四国労働金庫、及び ゆうちょ銀行）

口座振替による支払いがやむを得ず出来ない場合は、青石寮から発行する八幡浜地区施設事務組合長名の納付書（２部）による八幡浜市指定金融機関への支払い、若しくは青石寮の窓口での現金支払い。

イ．介護保険の給付対象とならないサービス費（医療費、散髪費等（２）-③⑦⑨参照）
介護保険給付対象とならない費用は実費を青石寮の窓口での現金支払い
青石寮へ通帳管理を依頼される方は、預かり預貯金通帳への入金

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関やその他の病院において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	市立八幡浜総合病院
所在地	八幡浜市大平 1－6 3 8
診療科	全診療科目

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	王子の森歯科医院
所在地	八幡浜市五反田 1－1－2
診療科	歯科

６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立、要支援又は要介護 1・要介護 2 と判定された場合（特例入所あり）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（特例入所の要件）

平成 27 年 4 月 1 日以降に入所された方が要介護 1・2 に変更になった場合退所となります。しかし、入所検討会議、地域ケア会議にて、下記の特例入所の要件に該当すると認められた場合には、入所の継続も可能です。

- ① 認知症で日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状が頻繁にみられること。

- ③深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④単身世帯等家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること。

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前(※最大 7 日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付や対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくはつける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ *** 契約者が病院等に入院や、外泊された場合の対応について ***（契約書第 18 条参照）。

当施設に入所中に、医療機関への入院や外泊が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①-1 検査入院、6 日間以内の短期入院、外泊の場合

6 日間以内に限り、入院（外泊）中であっても、所定の外泊時費用をご負担いただきます。

1 日あたり 2, 4 6 0 円（自己負担金 1 日あたり 2 4 6 円）

①-2 ご契約者入院中の空床利用ショートステイに関して

ご契約者が短期入院中に御家族の同意をいただければ、ショートステイの方のために居室・ベッドを利用させていただくことがあります。

ショートステイに居室・ベッドを利用させていただいた場合、上記の外泊時費用はご負担いたしません。

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。この場合には、入院期間の所定の利用料金や食事の自己負担額をご負担いただく必要はありません。

※ 重要事項別添 20 ページ、「初期加算」のご説明もご参照ください。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、心身状況に応じ、3ヶ月未満であっても契約を解除する場合があります。この場合、治療後に施設生活が可能であれば、再び優先的に入所ができます。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第 20 条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 20 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

8. 連帯保証人（契約書第 21 条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 50 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

9. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕	施設長補佐兼介護支援専門員	小野 富敬
	生活相談員兼介護支援専門員	清家 靖夫

○受付時間 毎週 月曜日～日曜日

8：30～17：15

土日、祝祭日は、日直（介護支援専門員・生活相談員）が、
ご相談にのらせて頂きます。

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

八幡浜市保健福祉総合 センター 介護サービス係	所在地 八幡浜市松柏乙 1 1 0 1 番地 電話番号・0894-24-6626 FAX ・0894-24-6652 受付時間 8：30～17：15 休日夜間連絡先：八幡浜市地域包括支援センター 0894-24-3918
伊方町役場保健介護課 地域包括支援センター	所在地 西宇和郡伊方町湊浦 8 6 6 番地 電話番号・0894-38-2652 FAX ・0894-38-0372 受付時間 8：30～17：15（月～金） 休日夜間連絡先：宿日直から担当へ連絡 0894-38-0211
西予市役所高齢福祉課 介護予防係	所在地 西予市宇和町卯之町 3 丁目 4 3 4 電話番号・0894-62-6406 FAX ・0894-62-6543 受付時間 8：30～17：15（月～金） 休日夜間連絡先：宿日直から担当へ連絡 0894-62-1111

愛媛県国民健康保険団体 連合会	所在地 愛媛県松山市高岡町 101 番地 1 電話番号・089-968-8700 FAX ・089-968-8717 受付時間 8:30～17:15
愛媛県社会福祉協議会 (愛媛県運営適正化委員 会苦情解決部会)	所在地 愛媛県松山市持田町 3 丁目 8 番 15 号 電話番号・089-998-3477 FAX ・089-921-8939 受付時間 月～金曜日 9:00～16:00

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、重要事項及び看取り指針の説明を行い文書の交付を行いました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更となる場合があることを説明しました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム青石寮

説明者職名 氏名 印

私は、事業者から重要事項及び看取り指針の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、交付文書を受領しました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内容が変更となることに同意しました。

利用者住所

氏 名 印

代理人住所

代理人氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 平屋建て（一部地階付き）

(2) 建物の延べ床面積 6127.69㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年3月17日指定 愛媛県指令介第108号

定員 空床利用 5名

(4) 施設の周辺環境

八幡浜市保内町北部に位置し、保内町中心部から北側を通る国道378号線に接続する町道に接し、八幡浜市内から約20分、保内町内から約10分の位置にあり、北側は瀬戸内海が一望できる自然環境に恵まれた場所にあります。やさしい自然と共にゆったりした快適な空間があり、老後の生活の場として最適であります。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護・看護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

5名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員… ご契約者の機能訓練を担当します。

(看護職員が兼務で実施)

介護支援専門員… ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

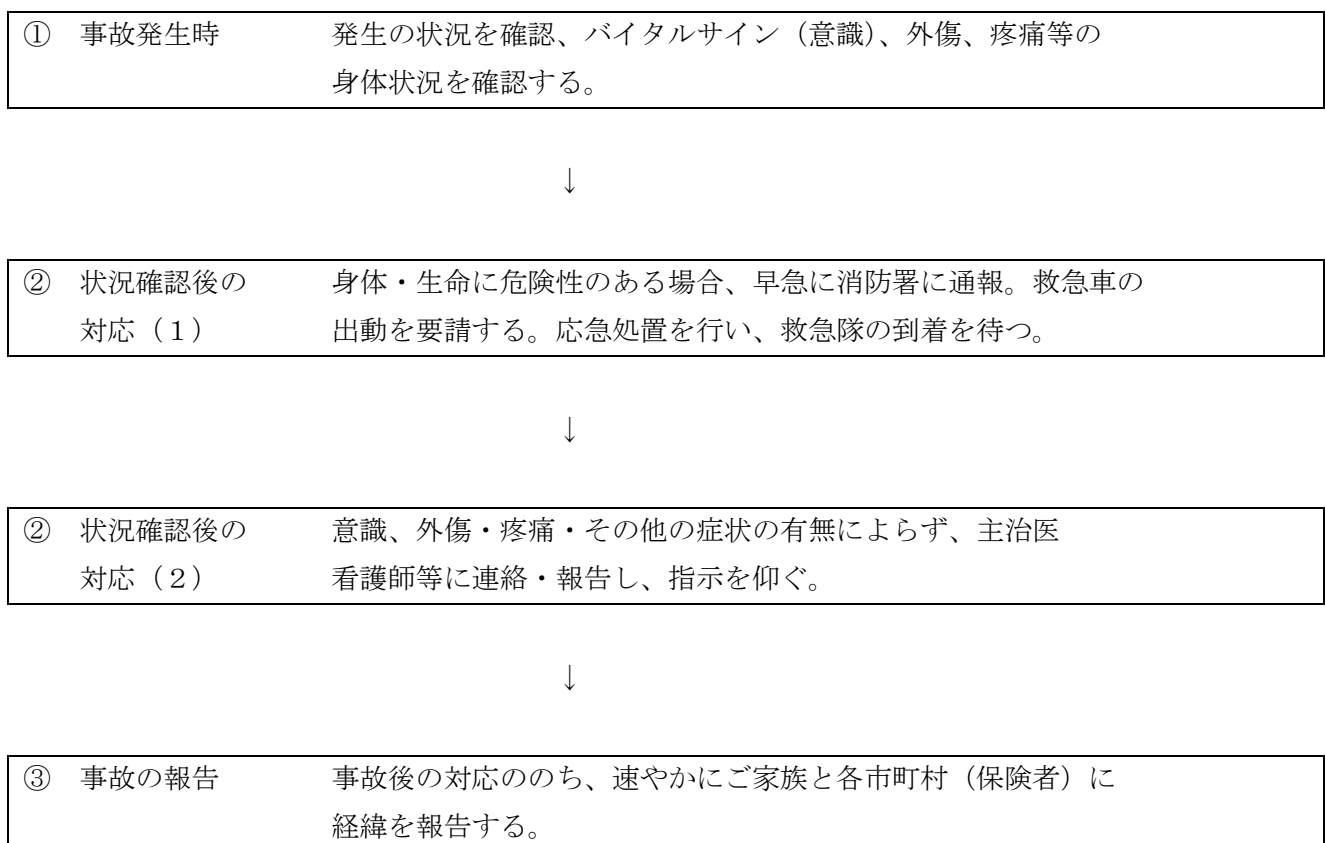
4名（常勤1・兼務3）名の介護支援専門員を配置しています。

医 師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の嘱託医師を配置しています。

3. 事故発生時の対応

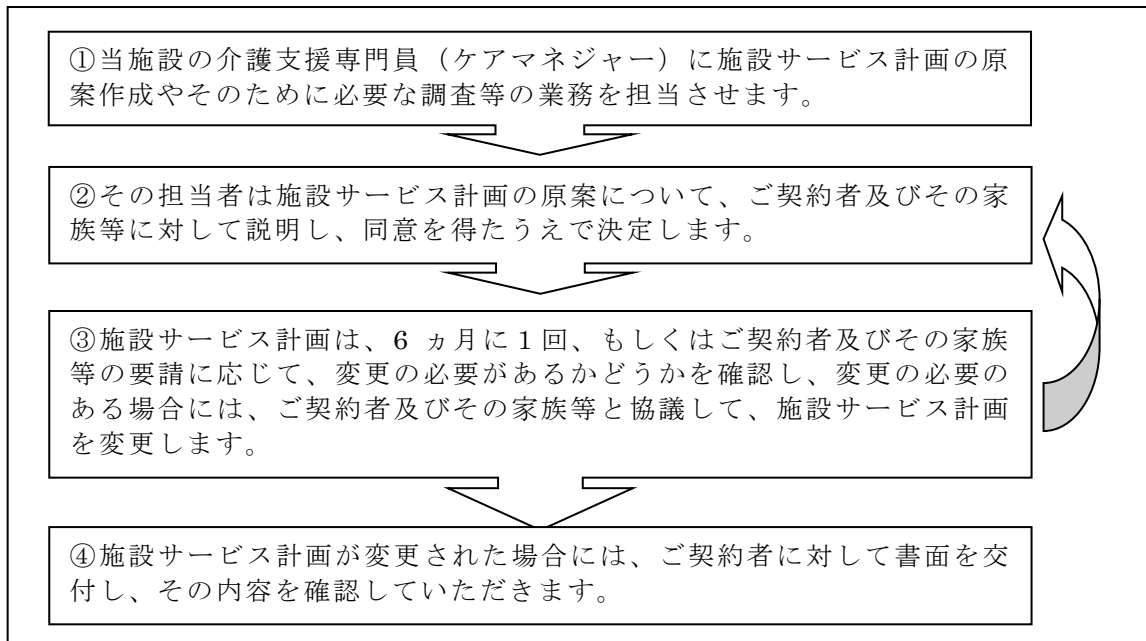
1. 直接処遇職員はユニットの内・外、また担当利用者等を問わず、各利用者のADL（日常生活動作）および精神状態を把握し、事故などの防止に努める。
2. 日常の介護の中で、ヒヤリ・ハットの体験等を、各ブロック内または職員会などの全体会で報告・申し送りし、事故を未然に防止することに努める。
3. 周辺環境・設備面・介護用品、機器等による、危険箇所や危険に至ると予想されるものについては改修・改善等により、事故の防止に努める。
4. 但し、万全を期しても突然、突発の事故を未然に防げない場合もあり、事故発生時において、下記の内容において、利用者の身体・生命の救護にあたること。



4. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第 2 条参照）



5. サービス提供における事業者の義務（契約書第 7 条、第 8 条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。また非常災害時においては青石寮防災計画（火災、風水害、地震、土砂災害、原子力災害）に基づき、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難・救助そのほか必要な訓練を行います。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて医療を必要とする場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者あるいはご家族から対応方法や治療等について聴取、確認を致します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。また請求がない場合でも、施設側からの積極的な開示を行える

ように努めます。

- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

6. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

面会にあたり、以下の物は原則として持ち込むことができません。

- ① 生ものほか感染症の原因となりえるもの ②主治医より食事・間食制限のある方への飲食物 ③薬品類 ④火気（ライター等）

※ お菓子や果物等の差し入れをお持ちの方は生活に重大な支障をきたす恐れがありますので必ず、職員までご相談ください。

（２）面会

面会時間 ８：３０ ～ １８：００（原則として）

※ 来訪者は、必ずその都度、受付の面会簿にご記入ください。

※ なお、来訪される場合、動物や危険物等の持ち込みはご遠慮ください。

※ 感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。

（３）外出・外泊（契約書第 22 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明別添に定める、食費負担額が減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

館内禁煙とさせていただきます。

7. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は

速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 介護サービス情報の公表について

ご契約者やご家族が適切に介護サービスを選択することが可能となるように介護サービスの内容や運営状況に関する情報の公表を行っております。

愛媛県指定情報公表センターウェブサイト

[http://ehime - kaigokouhyo.jp](http://ehime-kaigokouhyo.jp)

9. 福祉サービス第三者評価の受審について

当施設では、福祉サービス第三者評価を受審しておりません。

(重要事項別添)

※サービス利用料金(1日あたり)＞(契約書第5条参照)

以下の料金表によって、ご契約者の要介護度・居室(個室・相部屋)に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費、居住費の負担額をお支払い下さい。

青石寮の食事代は1,545円、居住費は個室1,231円、相部屋915円です。(変更) (日額)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
○ 一人部屋(個室)	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
● 二人部屋(相部屋)	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2. うち、介護保険から給付される金額					
○ 一人部屋(個室)	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
● 二人部屋(相部屋)	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)					
○ 一人部屋(個室)	589円	659円	732円	802円	871円
● 二人部屋(相部屋)	589円	659円	732円	802円	871円
4. 食費負担額 (所得等により異なります)	最高 1,545円 ～ 300円				
5. 居住費負担額 (所得等により異なります)					
○ 一人部屋(個室)	最高 1,231円 ～ 380円				
● 二人部屋(相部屋)	最高 915円 ～ 0円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5… 最高額で計算)					
○ 一人部屋(個室)	3,365円	3,435円	3,508円	3,578円	3,647円
● 二人部屋(相部屋)	3,049円	3,119円	3,192円	3,262円	3,331円

※食費・居住費については所得等に応じた負担減額認定を受けている場合は、補足給付が支給され、認定証に記載された負担額となります。

日常生活上や状況による加算について

1日当たりの利用料金[単位×10 円]

【加算名】		単位数 (1 単位 10 円)	費用額 (10 割)	自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
日常生活継続支援加算	(Ⅰ)	36 単位/日	360 円	36 円	72 円	108 円
	(Ⅱ)	46 単位/日	460 円	46 円	92 円	138 円
看護体制加算	(Ⅰ) イ	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円
	(Ⅰ) ロ	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
	(Ⅱ) イ	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
	(Ⅱ) ロ	8 単位/日	80 円	8 円	16 円	24 円
夜勤職員配置加算	(Ⅰ) イ	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円
	(Ⅰ) ロ	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
	(Ⅱ) イ	27 単位/日	270 円	27 円	54 円	81 円
	(Ⅱ) ロ	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
	(Ⅲ) イ	28 単位/日	280 円	28 単位	56 円	84 円
	(Ⅲ) ロ	16 単位/日	160 単位	16 単位	32 単位	48 単位
	(Ⅳ) イ	33 単位/日	330 円	33 円	66 円	99 円
	(Ⅳ) ロ	21 単位/日	210 円	21 円	42 円	63 円
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	(Ⅱ)	200 単位/月	2,000 円	200 円	400 円	600 円
個別機能訓練加算	(Ⅰ)	12 単位/日	120 円	12 円	24 円	36 円
	(Ⅱ)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
	(Ⅲ)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
ADL 維持等加算	(Ⅰ)	30 単位/日	300 円	30 円	60 円	90 円
	(Ⅱ)	60 単位/月	600 円	60 円	120 円	180 円
若年性認知症入所者受入加算		120 単位/日	1,200 円	120 円	240 円	360 円
嘱託医師配置加算		25 単位/月	250 円	25 円	50 円	75 円
精神科医療養指導加算		5 単位/日	50 円	5 円	10 円	15 円
障害者生活支援体制加算	(Ⅰ)	26 単位/日	260 円	26 円	52 円	78 円
	(Ⅱ)	41 単位/日	410 円	41 円	82 円	123 円
外泊時費用 (居宅サービスを利用した時)		246 単位/日	2,460 円	246 円	492 円	738 円
		560 単位/日	5,600 円	560 円	1,120 円	1,680 円
初期加算		30 単位/日	300 円	30 円	60 円	90 円
退院時栄養情報連携加算		70 単位/回	700 円	70 円	140 円	210 円
再入所時栄養連携加算		200 単位/回	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退所前訪問相談援助加算		460 単位/回	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円
退所後訪問相談援助加算		460 単位/回	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円
退所時相談援助加算		400 単位/回	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
退所前連携加算		500 単位/回	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
退所時情報提供加算		250 単位/回	2,500 円	250 円	500 円	750 円
協力医療機関 連携加算	(1)	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
	(2)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円
栄養マネジメント強化加算		11 単位/日	110 円	11 円	22 円	33 円
経口移行加算		28 単位/日	280 円	28 円	56 円	84 円

経口維持加算		(Ⅰ)	400 単位／月	4,000 円		400 円	800 円	1,200 円
		(Ⅱ)	100 単位／月	1,000 円		100 円	200 円	300 円
口腔衛生管理加算		(Ⅰ)	90 単位／月	900 円		90 円	180 円	270 円
		(Ⅱ)	110 単位／月	1,100 円		110 円	220 円	330 円
療養食加算			6 単位／回	60 円		6 円	12 円	18 円
特別通院送迎加算			594 円／月	5,940 円		594 円	1,188 円	1,782 円
配置医師緊急時 対応加算		(勤務時 間外)	325 単位／日	3,250 円		325 円	650 円	975 円
		(早朝・ 夜間)	650 単位／日	6,500 円		650 円	1,300 円	1,950 円
		(深夜)	1,300 単位／日	13,000 円		1,300 円	2,600 円	3,900 円
看取り介 護加算	(Ⅰ)	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位／ 日	720 円	72 円	144 円	216 円	
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位 ／日	1,440 円	144 円	288 円	432 円	
		死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位 ／日	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
		死亡日	1,280 円 ／日	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円	
	(Ⅱ)	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位／ 日	720 円	72 円	144 円	216 円	
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位 ／日	1,440 円	144 円	288 円	432 円	
		死亡日以前 2 日又は 3 日	780 単位 ／日	7,800 円	780 円	1,560 円	2,340 円	
		死亡日	1,580 単 位／日	15,800 円	1,580 円	3,160 円	4,740 円	
在宅復帰支援機能加算		10 単位／日	100 円		10 円	20 円	30 円	
在宅・入所相互利用加算		40 単位／日	400 円		40 円	80 円	120 円	
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3 単位／日	30 円		3 円	6 円	9 円	
	(Ⅱ)	4 単位／日	40 円		4 円	8 円	12 円	
認知症チームケア推 進加算	(Ⅰ)	150 単位／月	1,500 円		150 円	300 円	450 円	
	(Ⅱ)	120 単位／月	1,200 円		120 円	240 円	360 円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位／日	2,000 円		200 円	400 円	600 円	
褥瘡マネジメント加 算	(Ⅰ)	3 単位／月	30 円		3 円	6 円	9 円	
	(Ⅱ)	13 単位／月	130 円		13 円	26 円	39 円	
排せつ支援加算	(Ⅰ)	10 単位／月	100 円		10 円	20 円	30 円	
	(Ⅱ)	15 単位／月	150 円		15 円	30 円	45 円	
	(Ⅲ)	20 単位／月	200 円		20 円	40 円	60 円	
自立支援促進加算		280 単位／月	3,000 円		300 円	600 円	900 円	
科学的介護推進体制 加算	(Ⅰ)	40 単位／月	400 円		40 円	80 円	120 円	
	(Ⅱ)	50 単位／月	500 円		50 円	100 円	150 円	
安全対策体制加算（入所初日）		20 単位／日	200 円		20 円	40 円	60 円	
高齢者施設等感染対 策向上加算	(Ⅰ)	10 単位／月	100 円		10 円	20 円	30 円	
	(Ⅱ)	5 単位／月	50 円		5 円	10 円	15 円	
新興感染症等施設療養費		240 単位（日）	2,400 円		240 円	480 円	720 円	
生産性向上推進体制 加算	(Ⅰ)	100 単位／月	1,000 円		100 円	200 円	300 円	
	(Ⅱ)	10 単位／月	100 円		10 円	20 円	30 円	
サービス提供体制強 化加算	(Ⅰ)	22 単位／日	220 円		22 円	44 円	66 円	
	(Ⅱ)	18 単位／日	180 円		18 円	36 円	54 円	
	(Ⅲ)	6 単位／日	60 円		6 円	12 円	18 円	
介護職員処遇改善加 算		(Ⅰ)	14%					
		(Ⅱ)	13.6%					

	(Ⅲ)			11.3%
	(Ⅳ)			9.0%
	(Ⅴ)	(1)		12.4%
		(2)		11.7%
		(3)		12%
		(4)		11.3%
		(5)		10.1%
		(6)		9.7%
		(7)		9.0%
		(8)		9.7%
		(9)		8.6%
		(1 0)		7.4%
		(1 1)		7.4%
		(1 2)		7.0%
		(1 3)		6.3%
(1 4)		4.7%		
身体拘束廃止未実施減算			10%／日減算	
栄養マネジメント未実施減算			14 単位／日減算	
安全管理体制未実施減算			5 単位／日減算	
業務継続計画未実施減算			所定単位の 3%	
高齢者虐待防止未実施減算			所定単位の 1%	

○夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算

事業所の夜勤を行う職員について、人員基準上の満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

○定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る入所者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

○身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置*が講じられていない場合

*身体拘束等の適正化を図るための措置

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

※経過措置は1年

○安全管理体制未実施減算

介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策（安全管理体制）を講じていない場合

○高齢者虐待防止措置未実施減算 ※新設

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

○業務継続計画未策定減算 ※新設

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（入所者に対するサービスの提供を継続的に実施する

ための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

※2025（令和 7）年 3 月 31 日までの間、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は減算適用になりません。

○栄養管理の基準を満たさない場合の減算

栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

○日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置した場合

○看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

○夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置した場合

○準ユニットケア加算

厚生労働大臣が定める準ユニットの設備基準、人員配置基準を満たしている場合。

○生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

○個別機能訓練加算 ※（Ⅲ）のみ新設

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

○ADL 維持等加算

入所者の日常生活動作（ADL）を Barthel Index(バーセルインデックス)*という指標を用いて、6 月ごとの状態変化がみられた場合

* Barthel Index(バーセルインデックス)広く用いられている ADL を評価する指標です。食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの 10 項目を 5 点刻みで点数化し、その合計を 100 点満点で評価する仕組みです。

○若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

○常勤医師配置加算

常勤専従の医師を 1 名以上配置している場合

○精神科医療養指導加算

認知症を有する高齢者が全入所者の 3 分の 1 以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月 2 回以上行われた場合

○障害者生活支援体制加算

入所している視覚障害者の人数や割合を満たし、専従常勤の障害者生活支援専門員を配置している場合

○外泊時費用（居宅サービスを利用した場合）

○介護老人福祉施設の入所者が病院又は診療所への入院を要した場合、及び居宅に外泊した場合

＊ 1 月につき 6 回まで。

○外泊時在宅サービス利用費用

介護老人福祉施設の入所者が居宅に外泊し、特別養護老人ホーム等から提供される在宅サービスを受けた場合

＊ 1 月につき 6 回まで。外泊時費用を算定している場合は算定できません。

○初期加算

介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入所・入居・登録をした日から起算して 30 日以内

○退所時栄養情報連携加算 ※新設

介護保険施設から居宅、他の介護保険施設等に退所する方の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合

○再入所時栄養連携加算

退所した入所者が再度入所した場合に、初回の入所時との栄養ケア計画の作成とは大きくことなるため、施設の管理栄養士と連携する病院の管理栄養士とが、連携して栄養ケア計画を作成した場合

○退所前訪問相談援助加算

入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が、当該入所者の居宅等を訪問し、退所後の介護サービスについての相談援助や連絡調整等を行った場合

○退所後訪問相談援助加算

退所後 30 日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、入所者及びその家族等への相談援助や連絡調整等を行った場合

○退所時相談援助加算

入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ、退所から 2 週間以内に市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供している場合

○退所前連携加算

入所期間が 1 月を超える入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合

○退所時情報提供加算 ※新設

入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価

○協力医療機関連携加算 ※新設

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関*との連携体制の構築をした場合

(1) 協力医療機関の要件ア～ウを満たす場合

(2) それ以外の場合

*協力医療機関の要件

- ア 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う帯背を常時確保していること
- イ 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
- ウ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

※(1)の単位について、令和6年度は100単位/月ですが、令和7年度からは50単位/月となります。

○栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合

○経口移行加算

経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合

○経口維持加算

医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合

○口腔衛生管理加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月1回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合

○療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

○特別通院送迎加算 ※新設

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、1月12回以上、通院のため送迎を行った場合

○配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間、深夜、通常の勤務時間外の場合）

複数名の配置医師を配置、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保しており、施設の求めに応じて、早朝、夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に訪問診療し、診療を行った理由を記録した場合

○看取り介護加算

医師が回復の見込みがないと判断した入所者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるよう

に、入所者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

○在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合（20％）以上の在宅復帰を実現した場合

○在宅・入所相互利用加算

在宅生活を継続する観点から、予め在宅期間及び入所期間を定め、当該施設の居室を計画的に利用しているおり、在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報交換を行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ている場合

○認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が 50％以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催している場合

○認知症チームケア推進加算 ※新設

施設における入所者の総数のうち、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」の占める割合が 2 分の 1 以上

「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」および「認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる行動・心理症状に対応するチームを組んでいる

対象者個別に行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施

行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、行動・心理症状の有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合

○認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な入所が適当であると判断された者に対しサービスを行った場合

○褥瘡マネジメント加算

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（PLAN）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（DO）、当該実施内容の評価（CHECK）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（ACTION）といったサイクル（以下「PDCA」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合

○排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、多職種が共同して、排せつに介護を要する原因について分析し、分析結果に基づいた支援計画を作成、当該支援計画に基づく支援を継続的に実施した場合

○自立支援促進加算

介護保険施設において、入所者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取り組みを実施した場合

○科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している入所者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

○安全対策体制加算（入所初日）

入所者の介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的に実施している場合、入所者につき入所初日に限って算定

○高齢者施設等感染対策向上加算 ※新設

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築しており、新興感染症以外の一般的な感染症*協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている。*新型コロナウイルス感染症を含む。

感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受け、また感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合

○新興感染症等施設療養費 ※新設

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症*に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合

*現時点において指定されている感染症はありません

○生産性向上推進体制加算 ※新設

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

○サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

請求、計算方法等

- ※ 入院や外泊時など、施設外にご契約者がおられる場合の居住費は日割り単位で計算いたします。
- ※ 食費の計算および請求は、一食ごとではなく、一日単位で行わせていただきます。
- ※ また、以下の状態にあるご契約者には経過措置が適用されます。
 - ・医師の判断による感染症や治療上の必要などによって、一定期間（30 日以内）個室への入所が必要な場合（1 回のみの適用）。
 - ・医師の判断による著しい精神状態等により、二人部屋（相部屋）では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れが高く、個室以外での対応が不可能である場合。

上記の方が一人部屋（個室）利用せざるを得ない場合は、二人部屋（相部屋）の介護報酬、居住費が適用となります。

- ※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また基本施設サービス費のほかに、加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。